

# 新型コロナウイルス感染症情報

3月27日現在

## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更になります

令和2年1月に国内で初めて感染症患者が確認された新型コロナウイルス感染症は、ウイルスの変異を繰り返しながら、感染の第1波から第8波まで流行の強弱を繰り返し現在に至っています。

国はこの間、この感染症を国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれのある疾病として「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけ、さまざまな対策を講じてきました。

先般、国は現在の流行の主流であるオミクロン株の感染状況を、国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれのある状態ではなくなったと分析・評価し、令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを、季節性インフルエンザと同じ5類感染症相当に移行する方針を決定しました。この位置づけの変更による主な変更点の概要をお知らせします。

項目	変更前	変更後
市民の行動制限	制限を求められる ● 緊急事態宣言が発せられた場合 ● 検査で陽性になった場合の入院勧告・指示 ● 感染者や濃厚接触者の外出自粛要請 など	制限は求められない
受診できる医療機関	感染症指定医療機関や発熱外来などに限定	幅広い医療機関で対応できるよう段階的に移行
外来医療費の患者負担	保険適用以外の自己負担分を公費支援 * 初診料など一部自己負担あり	保険適用以外の費用は自己負担とし、高額な治療薬の費用は一定期間公費支援
入院医療費の患者負担	保険適用以外の自己負担分を公費支援	保険適用以外の費用は自己負担とし、その一部を一定期間公費支援
検査	有症状者等の検査費用の自己負担分を公費支援	検査費用の自己負担分の公費支援は終了

感染症法上の位置づけの変更は、新型コロナウイルス感染症の終息を意味するわけではありません。引き続き感染症対策をお願いします。

- 場面に応じてマスクを着用し、咳エチケットを守りましょう。
- 手洗い、手指消毒、うがいを行いましょう。
- 3密（密集、密接、密閉）を回避しましょう。
- 室内の換気を徹底しましょう。
- 栄養と休養を十分に取らしましょう。



問 健康医療政策課感染症対策室（地域医療センターかさま内） TEL.0296-77-9145